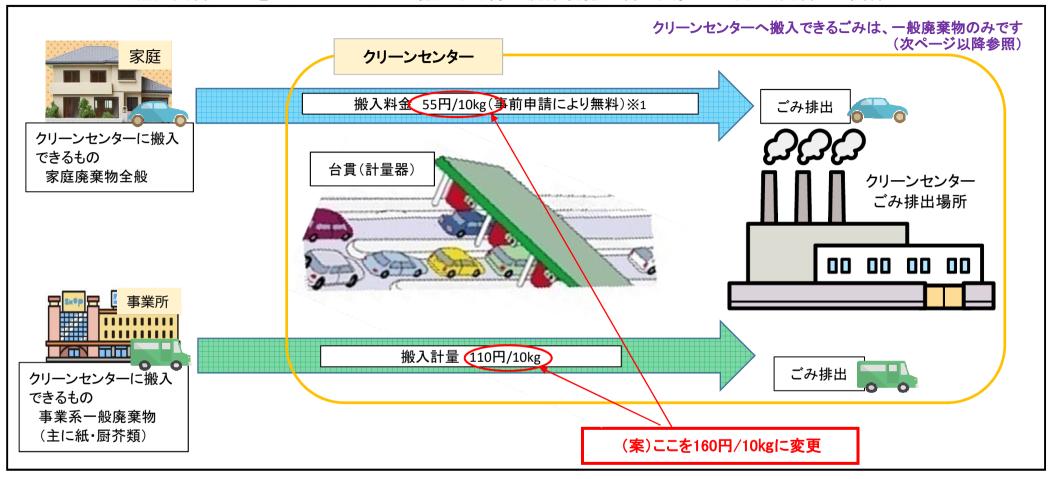
(補足資料)ごみをクリーンセンターへ搬入する際の廃棄物搬入料金支払いの流れ(資料 P8関係)



※1無料措置による家庭ごみ搬入量(平成30年度実績)

	柳飞人米	家庭ごみ				事業所ごみ	委託•許可業者
	搬入台数	自己搬入台数	有料搬入台数	無料措置適	用台数(%)	搬入台数	搬入台数
富久山クリーンセンター	86,336台	26,227台	20,453台	5,774台	(22.0%)	21,169台	38,940台
河内クリーンセンター	77,545台	22,930台	15,343台	7,587台	(33.1%)	16,402台	38,213台

- ⇒無料措置を適用する方法・・・市役所又は行政センターの窓口で、郡山市内の家庭から出たごみである旨事前申請してもらうことにより、無料としている。
- ⇒令和元年度以降は災害による自己搬入数が多くなっているため、ここでは大きな災害の無い直近のデータである平成30年度の数値を使用した。

事業系ごみの 分什方。 出し方

Contents

ごみの種類と処理の流れ

P2・3 主な事業系ごみの分別表

ごみの分別と保管方法

廃棄物の保管基準・ 産業廃棄物処理の委託基準

P6 よくある質問 ※このパンフレットは、福島県郡山市のごみ処理について 記載したものです。郡山市以外の自治体のごみ処理に ついては、立地している自治体へお問い合わせください。







1 ごみの種類と処理の流れ

排出場所・ごみの種類によって 処理方法が違います!!

・産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や同政令(廃棄物処理 法令)には、20種類の産業廃棄物の品目が記載されています。 この産業廃棄物に該当しないものが一般廃棄物です。

・事業活動に伴って生じたごみの分類

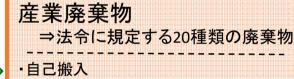
事業活動に伴って生じたごみ(事業系ごみ)は、「産業廃 棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、廃棄物処理法 に基づき、事業者自らの責任において、事業者が分別し 適正に処理しなければなりません。

・家庭系のごみと事業系のごみ

市内に設置されたごみ集積所は、一般家庭から出る ごみ(家庭系ごみ)の集積場所として設置されたもので すので、ごみ集積所に事業系ごみを出すことはできませ ん。自ら運搬し処分施設に搬入するか、収集運搬業の許可 を持った業者に委託してください。



事業系 ごみ



• 産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬 を委託

事業系一般廃棄物

⇒産業廃棄物以外の廃棄物

- 自己搬入
- 一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬 を委託

家庭系一般廃棄物

⇒一般家庭から出る廃棄物

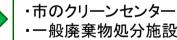
- ・ごみ集積所から市が回収
- •自己搬入



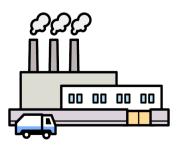


- 産業廃棄物処分施設
- リサイクル施設





・リサイクル施設





ごみ

2 主な事業系ごみの分別表



○事業系一般廃棄物について

区分に応じて市のクリーンセンターや契約している処分施設へ自己搬入 してください。

〇産業廃棄物について

自己搬入又は産業廃棄物収集運搬業者への委託により、品目ごとに 許可を受けている処分施設に搬入してください。

○下表の★印のものについて

廃棄物処理法令に規定された業種から排出されるものは、 産業廃棄物に分類されますので、注意が必要です。

○リサイクルを徹底してください

分別を徹底し、資源になるものはリサイクルしてください。 品目によっては、買い取ってもらえる場合もあります。

分 区

具 体 例

★新聞・ダンボール・雑誌

★OA用紙

例:ミスプリントの書類、シュレッダーくず

※機密書類は、機密を保ったままリサイクルできる業者もいます

★リサイクルできない紙類

例:臭いの強い紙(柔軟剤の入っていた箱等)、特殊加工された紙(圧着式 はがき等)、汚れた紙 など

※建設業、製紙業、出版業等から出るものは産業廃棄物

★厨芥(ちゅうかい)類

例:食品の売れ残り、食べ残し、調理くず など

- ※食料品・医薬品・香料等製造業等から出るものは産業廃棄物
- ※なお、食べ残しや食物残さの付着がある弁当ガラ等(排出者自身及び従業 員が消費したものに限る)は、クリーンセンターで受け入れます。

産業廃棄物以外の 事業系ごみ

般

廃

※郡山市外の一般廃棄物 を郡山市内に持ち込む ことはできません。 発生した自治体の処理 施設で処理してください。

★木くず

例:木製品、剪定枝 など

※建設業、木材製造業等から出るもののほか、貨物の 流通のために使用した パレットは産業廃棄物



★布類

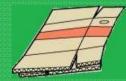
例:天然繊維(綿など)でできたもの

※建設業、繊維工業等から出るもののほか、化学繊維を使ったものは 産業廃棄物

処理方法

〇古紙回収業者などにより





〇自己搬入又は一般廃棄物収集 運搬業者に委託して、郡山市の クリーンセンターや民間の一般 廃棄物処分施設へ搬入

☆調理くずは 水分をよく切って



☆布類は繊維の種類によって違いも



木綿の布 排出業種により産業 廃棄物の場合と一般 廃棄物の場合あり



化学繊維のシャツ 事業系のものは全て 産業廃棄物(廃プラス チック類)

2 主な事業系ごみの分別表 ~つづき~



区分

産業廃棄物

リサイクル

具 体 例

缶類

例:コーヒーの缶 など ※機械油の缶などは対象外



例:飲料(お酒、ジュース)や調味料のびん など

家電リサイクル対象製品

テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、乾燥機 など



使用済小型電子機器

電話・プリンター・パソコン・デジタルカメラ など





処理方法

〇産業廃棄物処理業者(専ら物 取扱業者)に委託して処理 ※リサイクルできるものは 積極的 にリサイクルを

○家電リサイクル法及び小型家電 リサイクル法対象製品取扱業者 等に依頼して処理

法令に規定された品目

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- フゴムくず
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
- 10 鉱さい
- 11 がれき類
- 12 ばいじん
- 13 ★紙くず
- 14 ★木くず
- 15 ★繊維くず
- 16 ★動植物性残さ
- 17 ★動物系固形不要物
- 18 ★動物のふん尿
- 19★動物の死体
- 20 政令第13号廃棄物

プラスチック類

例: 弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレイ、 ペットボトル、ビニール袋、発泡スチロール、

化学繊維 など



金属類

例:刃物、スプレー缶、一斗缶、金属製の机 など





ガラス陶磁器類

例:ガラスのコップ、陶器の茶碗 など





電池類

例:乾電池、充電池 など





水銀使用製品

例: 蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池 など





- 〇産業廃棄物処理業者に委託 して処理
- ○ペットボトル・金属などは、資源 になるものもあります
- ※産業廃棄物の処理を委託する場合、契約書やマニフェストが 必須になります。(P5参照)

